



整理番号 35

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者
----	-------	-----------------------------------------------------------------------------------	-------	-----------------------------------------------------------------------------------	-------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 さくらの会・ 桜井勝郎)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請精等謝費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ 事務所費 ・人件費		
内容	駐車場賃借料 (元 年 8 月分)		
年月日	令和元年 8 月 1 日~令和元年 8 月 31 日	金額	10,000 円

目的	
使途	
政務活動・ 県政との 関連性	
<<領収書貼<< <div style="text-align: center;"> <p>【 領 収 証 】</p> <p>桜井勝郎事務所 様 2019 年 7 月 16 日</p> <hr/> <p>金額</p> <p style="font-size: 1.2em; font-weight: bold;">¥10,000</p> <p>但 駅西ガレージ NO.5 駐車料 8月分として</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 内訳 税抜金額 消費税額(%) </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">  静岡県島田市幸町12番 株式会社ティーオー 代表取締役 大場 泰介 </div> <div style="border: 1px dashed black; width: 60px; height: 40px; margin: 10px auto; text-align: center; line-height: 40px;"> 印紙 </div> </div>	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	10,000 円	100%	10,000 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

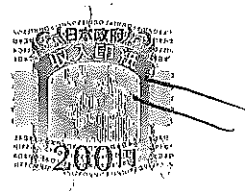
領 収 書

静岡県議会議員 桜井勝郎 様



¥ 50,000円

但し、令和元年8月分事務所使用料
入金日令和元年8月6日 上記正に領収いたしました。

島田市日之出町4-1 島田商工会議所会館内5階
協同組合静岡文化振興会 理事長 矢澤雅則



整理番号	37
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	-----------------------------------------------------------------------------------	-------	-----------------------------------------------------------------------------------	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 さくらの会・ 桜井勝郎)



経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	北海道視察・聴き取り調査 (北方領土について)		
年月日	令和元年 8月7日~令和元年 8月9日	金額	184,696 円

目的	北方領土問題の理解を深める。
使途	北海道視察交通費及び宿泊費
政務活動・ 県政との 関連性	静岡県での啓蒙活動に向けて。

《領収書貼付枠》

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	184,696 円	100%	184,696 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
<p>県外調査概要書</p> <p>令和 元年 8月 18日</p> <p>会派名・議員氏名 さくらの会 桜井勝郎</p>						
目的	北方4島 研修視察					
年月日	令和 元年 8月 7日(水)～9日(金)					
場所	根室市(北方館・望郷の家) 北海道総務部北方領土対策本部 他					
内容	<p>1 行程</p> <p>2 応対者</p> <p>3 聴取内容</p> <p>4 県政への反映</p> <p style="text-align: right;">別紙</p>					

*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

領 収 証

No. 541312 J

RECEIPT

2019年 8月 13日

ご氏名 静岡県議員 梶井 勝郎様

(ご注意)

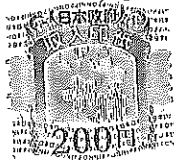
本証に、支店名、支店印、責任者印無きもの及び金額欄を訂正したものは無効とします。

金額 ￥ 174,196 -

ただし 5/9 北方領土を考慮議員連盟
北海道視察 旅費として

上記金額正に領収いたしました。

- 1. 現金
- 2. 小切手
- 3. 振込 (入金済)
- 4. クレジット(カード)
- 5. その他()



株式会社日本旅行 静岡 営業本部 支店

NIPPON TRAVEL AGENCY CO., LTD.

責任者印

扱者名

領収書 No 131
駅 No 520120 窓口 No 1

領 収 書

梶井 勝郎 様

金額 ￥10,500円
「消費税等込み」

但し、乗車券類(クレジット扱い)として

2019年 8月 6日
東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

島田駅

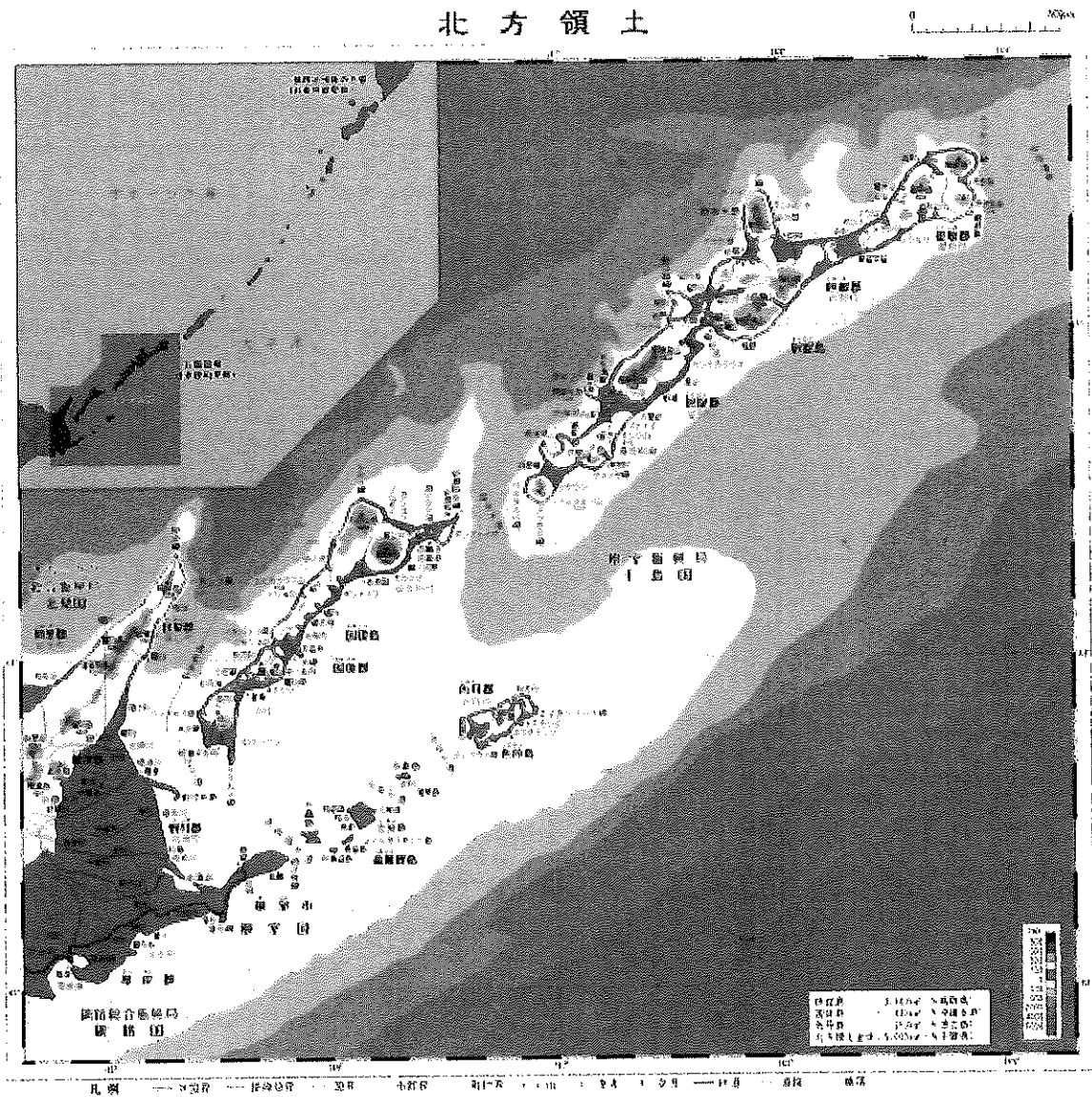
現金出納社員

静岡 ↔ 東京 (料金)
島田 ↔ 東京都内 (運賃)

令和元年度

静岡県議会 北方領土を考える議員連盟

北海道視察報告書



令和元年8月7日（水）～8月9日（金）

令和元年度 静岡県議会 北方領土を考える議員連盟

北海道視察報告書

静岡県議会自民改革会議の北海道視察に参加したので、その概要を下記のとおり報告します。

記

日 時：令和元年8月7日（水）～9日（金）

場 所：北方館、望郷の家、北海道総務部北方領土対策本部、北方領土復帰期成同盟会

参加者：杉山盛雄、良知淳行、植田徹、坪内秀樹、伊丹雅治、勝俣昇、江間治人、市川秀之、鈴木啓嗣、杉本好重、桜井勝郎

概 要：以下のとおり

1. 北方館、望郷の家

令和元年8月7日（水）

視察先 北方館 望郷の家 根室市納沙布36-6

視察時間 16時30分～17時30分

視察対応者 小田嶋館長

●施設の概要

構造：円型らせん階段式吹き抜け鉄筋コンクリート造（2階建） 面積：453.79平方メートル（1階201.49平方メートル、2階252.30平方メートル）

設置者：千島歯舞諸島居住者連盟

望郷の家

第二次世界大戦後の昭和47年、元島民の心のよりどころとして開設された施設で、戦前の四島の生活に関わる資料や四島の街並みを折り込んだ地図などが展示されている。

北方館

北方領土返還運動の発祥の地で、目の前に広がる日本固有の領土である北方4島を望みながら領土問題への理解を深めるため、望郷の家に併設して北方領土問題対策協会により昭和55年に建設された。

●北方領土とは

歯舞(はぼまい)群島・色丹(しこたん)島および南千島の国後(くなしり)島・択捉(えとろふ)島を北方領土という。北海道の納沙布岬から最も近いのは歯舞群島の貝殻島で、3.7キロしかない。最大の択捉島の面積は、沖縄県の2.62倍ほどで、四島の総面積は千葉県とほぼ同じ。1945年にソ連軍に占領された当時、四島には計約3千世帯、17,291人が住んでいた。島を追われた住民の多くは北海道や東北地方で生活し、主に漁業関係の仕事に就いた。現在の生存者は5,913人で平均寿命は84.1歳、毎年150人近くが亡くなっている。

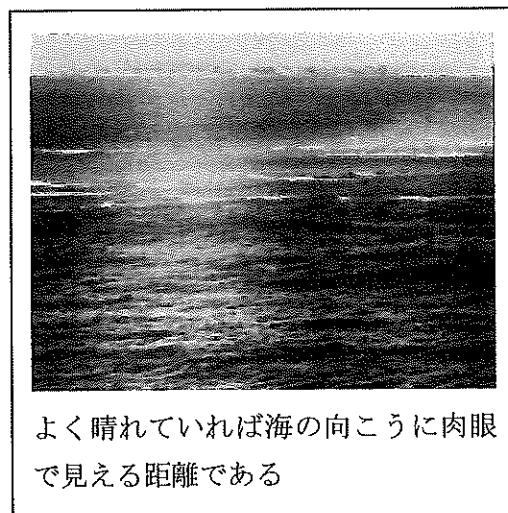
択捉、国後は火山島で、温泉もあり、周辺海域は親潮の千島海流と黒潮の日本海流がぶつかり、タラバガニやサケ、昆布などが豊富で、戦後は多くの日本漁船がロシア船に拿捕(だほ)され、旧ソ連時代だけでも千隻以上の船と8千人を超える漁民が拿捕された。拿捕されると4年拘留の刑が科せられ、また、漁の最中にロシア船から銃で撃たれ死者が出る事件も起きている。



納沙布岬の地面に書かれた地図の上で小田嶋館長より説明を受ける

●北方領土問題とは

北海道の北東洋上に連なる歯舞(はぼまい)群島、色丹(しこたん)島、国後(くなしり)島及び択捉(えとろふ)島の北方領土は、日本人によって開拓され、日本人が住みつづけた島々である。これら北方四島は、1945年(昭和20年)8月の第二次世界大戦終了直後、ソ連軍により不法に占拠され、日本人の住めない島々になってしまった。北方領土問題とは、先の大戦後、74年以上が経過した今も、なお、ロシアの不法占拠の下に置かれている我が国固有の領土である北方四島の返還を一日も早く実現するという、まさに国家の主権にかかわる重大な課題である。



よく晴れていれば海の向こうに肉眼で見える距離である

●北方領土問題の歴史

1、魯通好条約（1855年）

日本は、ロシアに先んじて北方領土を発見・調査し、遅くとも19世紀初めには四島の実効的支配を確立した。19世紀前半には、ロシア側も自国領土の南限をウルップ島（択捉島のすぐ北にある島）と認識していた。日露両国は、1855年、日魯通好条約において、当時自然に成立していた択捉島とウルップ島の間をそのまま確認した。

2、樺太千島交換条約（1875年）

日本は、樺太千島交換条約により、千島列島をロシアから譲り受けるかわりに、ロシアに対して樺太全島を放棄した。

3、ポーツマス条約（1905年）

日露戦争後のポーツマス条約において、日本はロシアから樺太（サハリン）の北緯50度以南の部分を譲り受けた。

4、大西洋憲章（1941年8月）及びカイロ宣言（1943年11月）での領土不拡大の原則

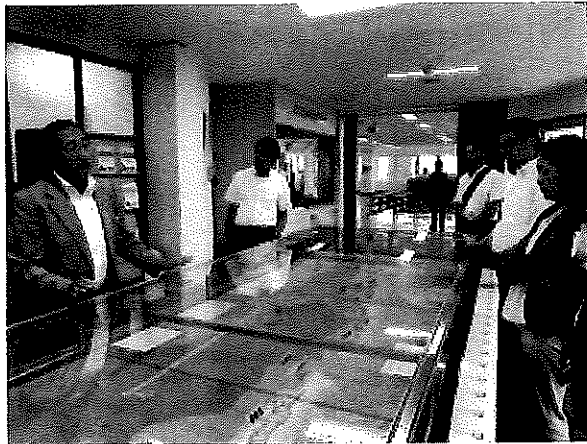
1941年8月、米英両首脳は、第二次世界大戦における連合国側の指導原則ともいべき大西洋憲章に署名し、戦争によって領土の拡張は求めない方針を明らかにしました（ソ連は同年9月にこの憲章へ参加を表明）。

1943年のカイロ宣言は、この憲章の方針を確認しつつ、「暴力及び貪欲により日本国が略取した」地域等から日本は追い出されなければならないと宣言した。ただし、北方四島がここで言う「日本国が略取した」地域に当たらないことは、歴史的経緯からも明白である。

5、ポツダム宣言（1945年8月受諾）

ポツダム宣言は、「暴力及び貪欲により日本国が略取した地域」から日本は追い出されなければならないとした1943年のカイロ宣言の条項は履行されなければならない旨、また、日本の主権が本州、北海道、九州及び四国並びに連合国の決定する諸島に限定される旨規定している。しかし、当時まだ有効であった日ソ中立条約（注）を無視して1945年8月9日に対日参戦したソ連は、日本のポツダム宣言受諾後も攻撃を続け、同8月28日から9月5日までの間に、北方四島を不法占領した（なお、これら四島の占領の際、日本軍は抵抗せず、占領は完全に無血で行われました）。

（注）日ソ中立条約（1941年4月）



館内の模型で終戦直後（8月28日から9月5日）のソ連軍の北方領土侵攻の説明を受ける

同条約の有効期限は5年間（1946年4月まで有効）。なお、期間満了の1年前に破棄を通告しなければ5年間自動的に延長されることを規定しており、ソ連は、1945年4月に同条約を延長しない旨通告。

6、サンフランシスコ平和条約（1951年9月）

日本は、サンフランシスコ平和条約により、ポーツマス条約で獲得した樺太の一部と千島列島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄した。しかし、そもそも北方四島は千島列島の中に含まれず、またソ連は、サンフランシスコ平和条約には署名しておらず、同条約上の権利を主張することはできない。

7、返還要求運動

北方領土返還要求運動連絡協議会を中心とする返還運動が盛んとなり、1979年（昭和54）2月に国会で北方領土問題の解決促進に関する決議が採択され、1981年1月の閣議では、日露和親条約締結の日になんで2月7日が「北方領土の日」と定められた。

1982年8月には「北方領土問題等解決促進特別措置法」が制定され、2009年（平21）の改正で、第一条に「北方領土がわが国固有の領土である」と明記された。

●北方四島をめぐる日露協力の現状

政府は、北方領土問題の解決を含む平和条約交渉の進展のため北方四島において次のような協力や交流を行っている

1. 四島交流、自由訪問及び北方墓参

日露双方の領土問題に関する法的立場を害さないという前提の下で、次の3通りの北方四島への訪問の枠組みが設定されている。

(1) 四島交流：北方領土問題の解決までの間、相互理解の増進を図り、領土問題の解決に寄与することを目的として、日本国民と北方四島に居住するロシア人との間の旅券・査証なしによる相互訪問事業。1992年から2015年末までに、延べ21,298名（日本人12,439名、四島在住ロシア人8,859名）が相互に渡航した。

(2) 自由訪問：人道的見地から、元島民及びその家族である日本国民による最大限に簡易化された北方領土への訪問事業。これまでこの枠組みにより3,810名（2015年末現在）の日本人が北方四島に渡航した。

(3) 北方墓参：人道的観点から行われている身分証明書による墓参事業。これまでこの枠組みにより4,405名（2015年末現在）の日本人が北方四島に渡航した。

2. 北方四島住民支援

政府は、領土問題解決の環境整備の一環として、北方四島からの患者の受入れ（2015年度は延べ20名）、北方四島医師・看護師等研修（2015年度は3名）等の北方四島在住のロシア人にとって真に人道的に必要な支援を実施してきている。

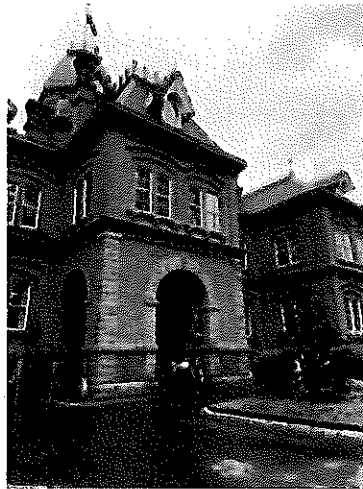
3. 北方四島を含む日露隣接地域における協力

(1) 防災分野における協力：2006年7月及び11月の日露首脳会談において、平和条約締結交渉のための環境整備にも資するものとして、北方四島を含む日露の隣接地域において防災分野の協力を実施していくことの必要性について一致した。

(2) 生態系保全分野における協力：2007年5月、10月及び2008年4月の日露外相会談において、平和条約締結交渉のための環境整備にも資するものとして、北方四島を含む日露の隣接地域における生態系の保全及び持続可能な利用に関する協力を進めることで一致した。

2. 北海道総務部北方領土対策本部、北方領土復帰期成同盟会

8月8日(木) 14:30～16:00



1 調査

(1) 場所 北海道赤れんが庁舎 2階 1号会議室

(2) 相手方出席者(説明・質疑応答)

北海道副知事 中野祐介

北海道総務部北方領土対策本部 北方領土対策局長 篠原信之

〃 北方領土対策課長 中島竜男

〃 共同経済活動担当課長

公益財団法人 北方領土復帰期成同盟 甲谷参事

2 概要

はじめに北方領土対策局・篠原局長より冒頭の挨拶と職員紹介があった。航空機墓参、共同経済活動に対応したプロジェクトの実現等、北海道知事が政府に対して要望してきた事が具体的な形として表れてきている。

本年6月のG20大阪サミット日露首脳会談では目に見えての進展はなかったが、9月にはウラジオストクで東方

経済フォーラム開催など、北海道としても国が行う外交交渉を強く後押しする立場で努力を続けていきたいとお話を伺った。また最も強く訴えられていたことは、元島民が高齢化する中、若年層後継者の育成が重要であり、後継者育成の新規事業を立ち上げているとのことであった。

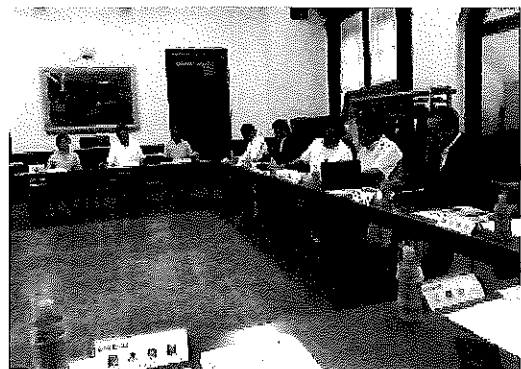


続いて、杉山団長が視察受け入れに対するお礼を述べるとともに、静岡県議会での北方領土を考える議員連盟設立の目的や経緯を説明した。そして活動内容の報告を行い、今後も日本固有の領土返還のため、積極的な活動を継続する旨を伝えるとともに、静岡以外の都府県議会に対し北海道として議員連盟の立ち上げなど北方領土問題への理解と支援を積極的に働きかけてはどうかとの提案がなされた。

次に、「北方領土問題への北海道の取組み」資料に沿って、北方領土対策課長から、北海道の取組みの基本的な考え方、政府等への要請活動、啓発活動、北方領土隣接地域の振興対策に関して、共同経済活動担当課長から、北方四島交流事業（ビザなし交流事業）、元島民への援護、北方四島住民支援、共同経済活動に関して、北海道の取組みについて説明があった。

さらに、北方領土復帰期成同盟参事から、北方領土返還の実現に向けて、各種活動についての説明があった。

元島民が高齢化する中、若年層後継者育成活動に力を入れており、北方領土学習資材の作成、北方領土を考える高校生弁論大会の開催、北海道北方領土教育者会議への支援について概



要説明を受けた。

<質疑応答>

- ◆良知議員：静岡県での啓蒙活動のため、静岡県内在住元島民の方に語り部としてお力添えをいただきたい。そのため、静岡県内在住元島民の方をご紹介いただく等、連携を図っていただく事は可能か？

回答：各県に県民会があるので、語り部の情報について、どこまでの情報を提供できるのか確認、調整して紹介したい。

- ◆杉山議員：静岡県戸田にて安政大地震で被災した500人のロシア人を助けた史実がある。ロシア人大学生との交流の中で、日本の認識をロシア人大学生にどのように話し、そして、ロシア人大学生はどのような考えをもっているのか？

回答：ロシア人の領土問題の認識は全体の5%に過ぎない。日本はこれまでの歴史認識に基づき日本の領土であると説明しているが、ロシア人大学生はロシア領であるとの認識を示し、それを論破することは難しい状況である。

ただ、実際に交流等を行っている現地の方々からは、お互いに共存していこうとの意見も聞こえる。

- ◆杉山議員：元島民の方々には居住地を奪われ、北海道漁業者の方々には拿捕されたり、銃撃を受けたりしている中で、ロシア人は非常時には保護され北海道の病院で治療を受けている。これは大変理不尽なことであると感じるが、北海道の方々はどのように感じているのか？

回答：元島民の方々からすると、島を追われた悔しい気持ち、怒りや悲しみはあるが、そういった気持ちを抑えても、返還に向けて交渉、交流を続けていかななくてはいけない。漁業に関しては、悲しい出来事、危険な思いを経験して、現在、日露間で制度、枠組みをつくり、安全な漁業が出来るよう対策をとっている。

- ◆江間議員：共同経済活動について、国と北海道はどのような形で連携しているのか？人の移動の枠組みとは具体的にどのようなことで、どのように進めるのか？パイロット・プロジェクトとはどのような事業か？

回答：基本的には日露間、国同士の動きがメインになる。北海道としては、隣接地域の経済活動に寄与するよう国に要望している。

人の移動の枠組みについても、基本的に国でのプロジェクトになる。ビザなし交流等、日露両国の法に触れない形で人を移動させるにはどうしたらいいのか日露間で話し合っているところである。

観光パイロットツアーについては、日本から四島に行く試行的なツアーを観光庁で検討しているところである。ゴミの減容については、先ず四島から専門家が北海道に来て、北海道の施設を見学する。その後、日本の専門家が四島を訪れ、

技術提案や指導を行う予定である。

質疑応答後、庁舎内にある北方領土館を訪問し、観光ボランティアガイドの会・佐藤氏から、北方領土の模型を前に様々な説明を受けた。



3.まとめ

今回の視察により、北方四島が日本固有の領土であり、その返還の問題は元島民のみならず北海道民、さらには日本国及び日本国民全体の問題であり、切なる願いであると同時に、疑う余地のない正しい要求であることを再確認した。

太平洋戦争の終戦後 74 年が経ちロシアの長期実効支配が続く中、元島民の高齢化やロシア民間人居留者の増加（現在、ロシアの施政権が行使されている状態にある国後、択捉、色丹島の現人口は合計約 1 万 7000 人で、これはソ連侵攻時に住んでいた日本人とほぼ同規模）という現状があること。またプーチン大統領就任以降驚異的な経済的発展を遂げたロシアは「クリル開発計画」を策定し、国後、択捉、色丹島に大規模なインフラ整備を行う方針を打ち出した結果、無人島であった色丹島・歯舞群島にも近年になって移住者及び定住者の存在が確認されており、ロシア側の主張する二島「譲渡」論も困難な状況となっている。

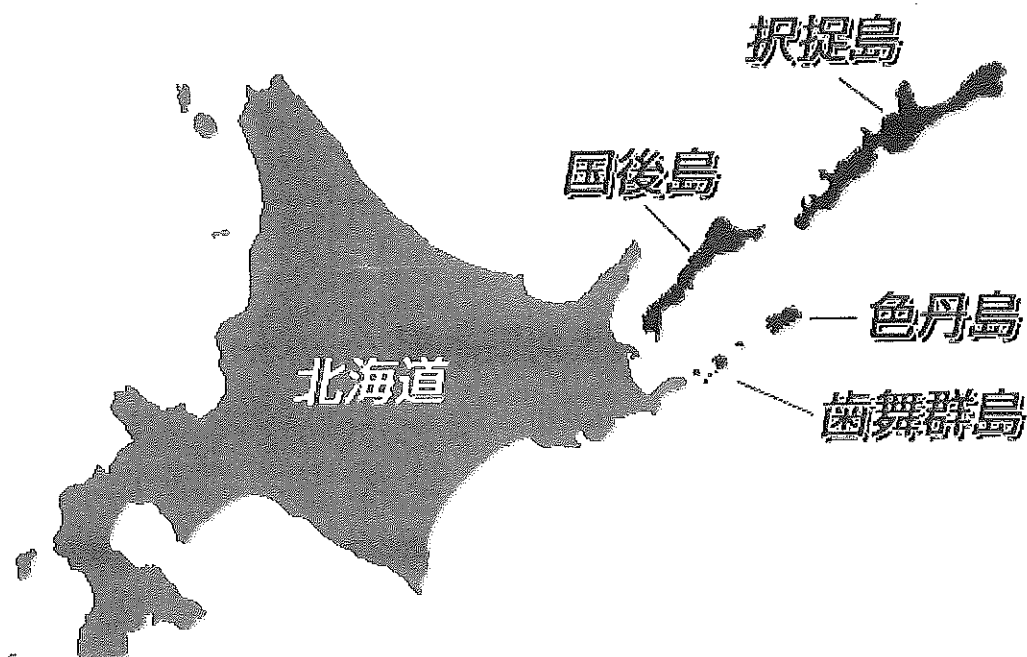
内閣府では「固有の領土である北方四島の返還を一日も早く実現するという、まさに国家の主権にかかわる重大な課題」としているが、その信念を曲げることなく国際世論等も味方につけ、粘り強く交渉を継続していただきたいと我々視察団も強く確信した。

また静岡県内においてもこの問題の風化を防ぐための支援活動をしていきたいとの意見の一致を見た。

令和元年度
静岡県議会 北方領土を考える議員連盟

北海道視察のしおり

令和元年 8月7日(水)～9日(金)



静岡県議会

1 視察参加者名簿

	氏名	会派	選挙区等
団長	杉山 盛雄	自民改革会議	沼津市
	植田 徹	自民改革会議	富士市
	坪内 秀樹	自民改革会議	清水町・長泉町
	伊丹 雅治	自民改革会議	三島市
	勝俣 昇	自民改革会議	御殿場市・小山町
	江間 治人	自民改革会議	磐田市
	市川 秀之	自民改革会議	浜松市浜北区
	鈴木 啓嗣	自民改革会議	浜松市西区
	杉本 好重	自民改革会議	浜松市中区
	桜井 勝郎	無所属	島田市・川根本町
幹事	良知 淳行	自民改革会議	焼津市

《2日目：8月8日（木）》

羅臼宿舎 (7:30 頃発) == 女満別空港 (10:00 着)

女満別空港 (10:50 発) ———▶全日空 4862 便———▶新千歳空港 (11:40 着)

新千歳空港 == 千歳市内昼食/ANA クラウンプラザ千歳 (12:15~13:30) ==

=== 北海道庁視察 (14:00~15:00) == 札幌市内宿舎 (15:30 頃)

※夕食は、各自にて

宿泊先	所在地	電話番号
ジャスマックプラザホテル	札幌市中央区南7条西3丁目425	011-551-3333

《3日目：8月9日（金）》

札幌市内ホテル (9:00 発) === 新千歳空港 (11:10 頃)

※昼食は、新千歳空港内で各自にて

新千歳空港 (13:30 発) ———▶全日空 64 便———▶羽田空港 (15:05 着)

参考：静岡県内各地へのアクセス（こだま 671 号をご利用の場合）

羽田空港 (15:56 発) ・ ・ 京急線 ・ ・ 品川駅 (16:18 着) / (16:34 発) ・ ・ 三島駅 (17:24 着)

新富士駅 (17:39 着) ・ ・ 静岡駅 (17:50 着) ・ ・ 掛川駅 (18:10 着) ・ ・ 浜松駅 (18:20 着)

★当日緊急連絡先（同行者の携帯電話）

⇒添乗員： 

4 北方館、望郷の家

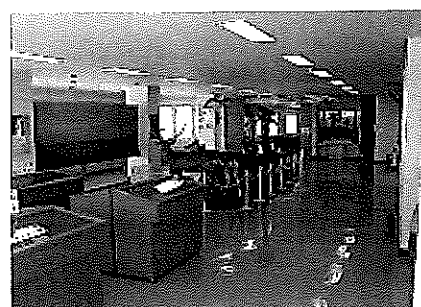
■概要・見所

◆北方館

北方館は、北海道根室半島・納沙布岬にあり、北方領土返還要求運動の発祥の地で、目の前に広がる日本固有の領土である北方の島々を望みながら、北方領土問題の発生の状況や歴史的経緯を展示資料によってご覧いただき、返還運動への皆様のご理解とご参加を得て、より一層の国民世論の高揚を図り、一日も早い北方領土の返還実現をめざすために開設しています。

◆望郷の家

第二次世界大戦後、北方領土の島々を追われた元島民の心のよりどころとして開設され、戦前の島民の生活関連資料や島々における街並みや住居表示を折り込んだ地図などが展示されています。



●所在地	〒087-0165 根室市納沙布36-6
●連絡・問合せ先	・TEL : 0153-28-3277 / ・FAX : 0153-28-3280
●施設の構成	◆北方館 [1階] コピー、化粧室、事務室 [2階] 展望室、展示室、研修室 ◆望郷の家 [1階] 展示室 [2階] 展望室、展示室
●展示品・収蔵品	・動物剥製20点 ・魚類剥製18点 ・古地図5点 ・条約、陳情書6点 ・古文書18点
●営業・開催・見学情報	[開館・公開日時] 3月16日～11月15日/9:00～17:00、11月16日～翌3月15日/9:00～16:30 [休館日] 月曜日（月曜日が祝日の場合は開館、5～10月の月曜日は臨時開館あり）、年末年始（12月31日～翌1月5日）
●料金	無料
●見学の所要時間	約30分
●施設案内ガイド	事前に予約された場合に限り、無料で20分程度のご案内をいたします。
●バリアフリー対応	あり/全館バリアフリー、身障者用化粧室、エレベータ
●自動車アクセス	JR根室本線「根室駅」より約30分
●公共交通アクセス	根室交通バス「根室駅前バスセンター」→（定期バス・約45分）→「納沙布」停留所下車
●駐車場	あり/無料（大型7台、一般65台）

6 北方領土復帰期成同盟 「北方領土を考える高校生弁論大会」

1 北方領土復帰期成同盟について

昭和20年12月1日、当時の根室町長安藤 石典(あんどう・いしすけ)氏が、連合軍最高司令官マッカーサー元帥に陳情したのが北方領土返還要求運動の始まりとされています。

この陳情がきっかけとなって、安藤石典氏を会長とする「北海道附属島嶼復帰懇請委員会」が結成され、この組織が母体となって北方領土返還要求運動が進められました。

戦後まもなく根室で進められた返還要求運動は次第に広がりを見せ、昭和25年1月、道内の3つの返還要求運動団体が結集し、北方領土返還要求運動を主たる目的とした「北方領土復帰期成同盟」の前身である「千島及び歯舞諸島返還懇請同盟」を発足し、返還要求運動は次第にローカル運動から全道的な取り組みに、そして全国的なものへと拡大しました。

その後、この懇請同盟は北海道市長会、北海道町村会、漁業、農業、商工業等の各種団体ほか、学識経験者、報道機関等の参加支援を得て再編成し、昭和38年3月28日「北方領土復帰期成同盟」(略称「北方同盟」)と改組し、さらに、北方領土返還要求運動を全国的規模で推進するため、新たに外務大臣許可(昭和40年4月28日)の公益法人となり、関係機関、団体との連携のもと、北方領土返還を求め一致した世論づくりや広く国民に向けた各種啓発活動を展開し、国の外交交渉を支えてきました。

平成25年4月1日には、公益法人制度改革に伴う関係法令に基づき、公益目的事業を行う公益社団法人として内閣総理大臣の認定を得て現在に至っています。

公益社団法人北方領土復帰期成同盟は、理事(20名以上25名以内)の役員で構成する理事会及び監事(3名以内)を設置し運営しています。

事務事業を実施する組織として、事務局長(副会長兼務)以下、15名の職員により構成する事務局を設置しています。

なお、北方四島交流事業を実施するため、北方同盟内に北方四島交流北海道推進委員会を設置し、事業の企画、実施、評価等を行い事業の効果的な運営に努めています。

また、広範な北海道内における活動のため、北方領土返還推進員及び北方領土返還協力員を北海道内15地域に設置されている各地方支部に配置し、各地方支部と連携し事業を進めています。

2 「北方領土を考える高校生弁論大会」について

この大会は、北方領土問題に対する自らの考えや解決に向けたアイデア・提言などの発表を通じて、同世代の多くの若い方々に、北方領土問題について関心を持ってもらい、更に理解を深めてもらうことを目的に開催しています。令和元年で33回目となる弁論大会には、これまで延べ471校、2,837名の高校生から応援があり、参加者の若者らしい柔軟な考えと熱意あふれる主張や提言は、多くの聴衆の心に響き続けてきました。

領土問題は、国の主権に関わる基本的な問題です。戦後74年が過ぎ、元島民の

北方領土を考える議員連盟の北海道視察について

県議会も改選され新たに県会議員となられた新人 16 人中 5 人を含めた 11 名で根室市と北海道庁を視察研修に行つて参りました。私は今回で 3 度目の視察になりましたが、行くたびにマスコミにも乗らない新事実を知ることができ、北方四島を 1 回ぐらい視察研修しても、何故旧ソ連軍に不法占拠されたのかは完全には把握できないし、現場に何回も何回も行かなければわからないことが沢山あります、

報告書に記載してあるとうりであります、1945年8月無条件降伏をするポツダム宣言を受諾したのちに旧ソ連軍は日ソ中立条約（不可侵条約）を無視して8月28日からは9月5日までの間に北方領土を不法占領されてしまったのである、終戦を迎えたのは8月の15日であるので8月末に旧ソ連軍に北方四島を攻撃されても日本軍は降伏した以上無抵抗で明け渡してしまったのである、だから共産国家ソ連軍は対日終戦日をあくまでも9月5日とし、この日を対日戦争勝利記念日として祝っているのである、1941年米英声明 1943年カイロ宣言ではこの戦争によって得た領土は認めないと、また暴力及び食欲により日本国が略取した地域から日本を追い出さなければならぬと宣言している、それに旧ソ連も参加しているにも関わらず、北方四島は日本が第二次世界大戦で略取したものでなく日本固有の領土である。旧共産国家（ソ連、中国）はとったもん勝ち、やったもん勝ちで過去、現在、将来も自由主義国の常識も通用しない国である。ウクライナの領土のクリミア併合、や中国の南洋侵攻等、核武力と経済力を武器に威圧的に隣国に侵略紛いの事をしているのである、アメリカは第二次世界大戦で勝利しても宣言どうり小笠原諸島も沖縄も日本に返還されているのである、旧共産国家は日本近海でのタンカー座礁で油汚染された際も補償せず人韓航空機を撃墜しても乗客に補償したという話は聞いたことがない、常識外れのこんな国が相手だから返還の実現は非常に厳しい状況であると言わざるを得ない

県議 梶井勝郎

年 月 日	記号	お支払い金額	お預かり金額	差し引き残高	備 考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					164
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18	1-08-22 BF	*40,176	静銀リース(株)		
19					
20					
21					
22					
23					
24					

◎記号の説明

AA, AF.....入金
 FA, FF.....振込
 CB, 1, 2, 3.....他店等入金
 TF, TO.....取立
 BA, BF.....支払

◎他店を支払場所とする証券類を受入れた場合は、お支払い金額欄に「タケン」と表示し、その右側に払戻しのできる予定の日を表示します
 なお、お支払可能時刻は、証券類の種類によって異なります。

リース契約書

契約No. [REDACTED]
 契約日 2019年7月16日

賃借人(乙)	賃貸人(甲)
住所 / 島田市中講町15639X	住所 静岡県静岡市葵区 呉服町1丁目1番地の2
氏名 / 櫻井 勝 吉	氏名 静銀リース株式会社 代表取締役 吉澤 一
連帯保証人	連帯保証人
住所	住所
氏名	氏名
印	印



上記の者は下記のとおり契約します。
 この契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙が各1通を保有します。

(別表1)

① 代表物件名 (第1条)	RICOH フルカラー複合機 (物件の売主、物件名及び物件の引渡・使用場所は別表2記載のとおり)		
② リース期間 (第4条)	48ヵ月 (ただし、物件借受証記載の借受日を始期とします。)		
③ リース料及びその支払方法 (第5条・第12条)	1ヵ月毎リース料 ¥18,600.	1ヵ月毎消費税等額 ¥1,488.	1ヵ月毎合計 ¥20,088.
	支払日及び支払方法: 第1回以降・毎月 日に乙指定の乙名義の預金口座より口座振替		
④ 前払リース料 (第6条・第12条)	前払リース料 *****	消費税等額 *****	合計 *****
	(最終月から遡って***ヵ月分のリース料及び消費税等額に、その支払日が到来する都度充当されます。)		
⑤ 保 險 (第14条)	動産総合保険 (ただし、地震、乙の故意または重大な過失、その他保険約款に定める 免責条項に起因する損害については、担保しません。) 被保険者: 甲		
⑥ 損害賠償金 (第17条)	規定損害金相当額		
⑦ 規定損害金 (第19条)	基本額:	¥950,705.	
	1ヵ月毎の遡減額: 第1回から 第48回まで	¥17,222.	
	(上記金額は消費税等額を含めてありません。)		
⑧ 遅延損害金 (第20条)	年14% (1年に満たない端数期間については、365日の日割計算とします。)		

収入
200円
印紙

パフォーマンス契約書

締結日 2019年 7月 29日

甲と乙とは、この契約に記載される乙製造にかかる複写機・複合機（以下、「機械」といいます）の「パフォーマンス契約」に関して次の通り契約を締結し、この契約成立の証として本書2通を作成の上、甲乙各1通ずつ保持します。

(甲)

住 所 島田市日出町4-1 島田商会議所会館内5階

会社名 (氏名) 静岡県議会議員 桜井勝貞 [REDACTED]

(印)

(乙) 住 所 東京都大田区中馬込一丁目3番6号
会社名 株式会社リコー

(乙の代理人)

住 所

会社名 (氏名)

島田市阿知ヶ谷297番地の6
株式会社 サワムラ事務器
代表取締役 澤村 公夫
TEL (0547) 35-6344 FAX 36-1936



別表(1) 料金表

1. 「パフォーマンスチャージ」(1ヵ月当りの料金)

下記、(1)と(2)のどちらか高い金額を、月額料金とします。

(1) 基本料金 3,600円

(2) カウント料金

<1カウントの料金>

1) フルカラーコピー

イ) 1カウント 以上 23.9円

2) モノカラー総出力

イ) 1カウント 以上 3.0円

3) フルカラープリント

イ) 1カウント 以上 21.8円

2. 「カウント料金の算出方法」

(1) 算出方法

カウント料金は、機械1台毎の各モードの料金の合計額となります。

各モードの料金は、次号の方法により確認された月間の使用カウント数値に応じて、料金表中の各レンジ単価をそれぞれ乗じ、各レンジの金額を合計して算出します。

(2) カウント数の計算方法

① フルカラーコピーモード

フルカラーカウンターにより検針した数値から、③のフルカラープリントカウンターにより検針された数値を控除します。

なお、テスト・不良出力分として、使用カウント数から1%を控除します。

② モノカラーモード(モノカラー総出力)

モノカラーカウンターにより検針します。なお、テスト・不良出力分として、使用カウント数から1%を控除します。

③ フルカラープリントモード

フルカラープリントカウンターにより検針します。なお、テスト・不良出力分として、使用カウント数から1%を控除します。

(3) その他

① 開始時のカウント数値

「機械」の使用開始前に、乙が確認したカウント数値を開始時のカウント数値とします。

② カウンターの確認日

別表(2)に定めた毎月所定のカウンター確認基準日に使用カウント数値の確認を行います。

ただし、甲乙の営業日等の事情により、実際の確認日は前後する場合があります。

③ カウンターの進み方

カウンターは、出力(コピー・ファクス・プリンター等の出力含む)1面毎に使用されたカウンターが1カウント進みます。両面出力の場合は、1両面出力毎に使用されたカウンターが2カウント進みます。

④ トナー料金

別表(2)においてトナー有と記載されている場合、トナー料金はパフォーマンスチャージに含まれます。

⑤ その他

パフォーマンス開始時において、カウント開始日(別表(2)の納入日)から所定のカウンター確認基準日までの期間が、1ヶ月に満たない場合、またパフォーマンスの終了時において、最終カウンター確認基準日の翌日から終了日迄の期間が、

控

物件借受証

借受日(リース開始日): 2019年7月25日

静銀リース株式会社 御中

(賃借人) 住所 島田市中溝町1563の1

氏名 桜井勝郎

2019年7月18日付貴社と当社との間で締結したリース契約書(契約No. [redacted])に基づき、下記物件の検査を致しました結果、前記契約に適合し、かつ、瑕疵がないことを確認しましたので、上記借受日をもってその引渡しを受けました。なお、上記借受日から前記契約に基づき下記物件を使用します。

物件名	RICOH フルカラー複合機
メーカー名・型式番号	IM C3000F
数量	1台
引渡場所	静岡県島田市 日之出町 4-1 商工会議所館内5F 桜井勝郎事務所
	以下余白
その他	

整理番号 39

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者
----	-------	--	-------	--	-------

支出証 抛書

(会派名・議員氏名 さくらの会・ 桜井勝郎)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政報告 (ラジオ放送料)		
年月日	令和元年 8月 1日~令和元年 8月 31日	金額	59,400 円

目的	県政の啓蒙活動
使途	元年 8月分ラジオ放送料
政務活動・ 県政との 関連性	県政の最新情報の発信

《領収書貼付枠》

領 収 証 桜井勝郎 様 No. _____

金額 円 59,400.-

内 訳 但 8月分コート料

現金 小切手 手形

消費税額等(8%) 4,400円

R / 年 8月 03日 上記正に領収いたしました

静岡県島田市中心町5番の1
株式会社 FM 島田
代表取締役 八本和夫

コクヨ ウケ-92

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	59,400 円	100%	59,400 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 40

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者
----	-------	--	-------	--	-------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 さくらの会・ 桜井勝郎)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	コピー料		
年月日	令和元年 8 月 28 日～令和元年 月 日	金額	3,888 円

目的	資料等のコピー
使途	元年 8 月請求コピー料
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動、県政関連資料などの作成

《領収書貼付枠》

領収証 No. 003355

桜井勝郎事務所 様 R1 年 8 月 28 日

金額	¥ 3,888	
内 消費税等	288-	但 コピー料 上記正に領収いたしました
現金		株式会社 サワムラ事務器 係
小切手		

HISAGO #N1779(60) J628710 ④427-0006 島田市阿知ヶ谷297-6 TEL <0547> 35-6344 FAX <0547> 36-1936

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,888 円	100%	3,888 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4/

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者
----	-------	--	-------	--	-------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 さくらの会・ 桜井勝郎)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	電話使用料 (令和元年 8 月分)		
年月日	令和元年 月 日	~ 令和元年 月 日	金額 19,059 円

目的	
使途	
政務活動・ 県政との 関連性	
政務活動・ 県政との 関連性 政務活動・ 県政との 関連性	電話料金等払込受領証 西日本ご利用分 ご請求先氏名 桜井勝郎事務所 様 お客様番号 2019年 8月ご請求分 金額(円) ¥9,697- 受取人 NTTファイナンス株式会社 お問合せ先 (無料) 0800-3335550 領収日 附印 27828 19.8.29 収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様
政務活動・ 県政との 関連性 政務活動・ 県政との 関連性	電話料金等払込受領証 西日本ご利用分 ご請求先氏名 桜井勝郎事務所 様 お客様番号 2019年 8月ご請求分 金額(円) ¥9,362- 受取人 NTTファイナンス株式会社 お問合せ先 (無料) 0800-3335550 領収日 附印 27828 19.8.29 収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	19,059 円	100%	19,059 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	42
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	-----------------------------------------------------------------------------------	-------	------------------------------------------------------------------------------------	-------	--


支出証拠書 (自動車燃料代)

【 月分】 (会派名・議員氏名 さくらの会・ 桜井勝郎)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)			
経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費	366	18円 × 366 km / km	6,588

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)
 ※領収書による充当方式
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
 ・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合



《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 桜井 勝郎 

《領収書貼付枠》

按分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	6,588 円	100%	6,588 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	43
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	-----------------------------------------------------------------------------------	-------	------------------------------------------------------------------------------------	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 さくらの会・ 桜井勝郎)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ 人件費		
内容	事務員雇用 (令和元年 8 月分)		
年月日	令和元年 8 月 1 日~令和元年 8 月 31 日	金額	178,000円

目的	
使途	
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

給与支払明細書 令和元年 8月

氏名	給与	手当		支給額合計	控除		支給額	受領印
	38,000			38,000			38,000	
	45,000			45,000			45,000	
	25,000			25,000			25,000	
	25,000			25,000			25,000	
	25,000			25,000			25,000	
	20,000			20,000			20,000	
合計	178,000			178,000			178,000	

按分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	178,000 円	100%	178,000 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。